

吉野町デジタル変革条例 逐条解説書

吉野町

吉野町デジタル変革条例の逐条解説

吉野町デジタル変革条例逐条解説 目次

前 文	2
第 1 条 目的	2
第 2 条 用語の定義	3
第 3 条 理念	4
第 4 条 町の責務	4
第 5 条 町民の役割	5
第 6 条 基本原則	5
第 7 条 全体方針の決定	5
第 8 条 推進体制	6

凡例

以下のように略記している所があります。

基本条例：吉野町まちづくり基本条例

この条例：吉野町デジタル変革条例

わたしたちのまち吉野町では、全国と比較して、加速度的に人口減少と少子高齢化が進行しており、労働力や地域活動の担い手の不足、経済規模の縮小などにより、生活、経済、地域コミュニティなど町全体に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。このため、情報通信技術の活用により、新たな付加価値を創出し、人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させるための取組が、ますます重要となっています。

このような認識の下、吉野町においてデジタル化の推進を行い、新たな変革の波を起こすことにより、吉野町の個性を活かしながら、吉野町を活性化し、持続可能な地域社会を築くため、ここに、吉野町デジタル変革条例を制定します。

国勢調査によると、日本の人口は、1920 年の調査開始以来、2010 年と 2015 年との比較において初めての人口減少となり、それ以降、人口減少が続いています。また、高齢化率については、2020 年において 28.0%となっているところです。

このような状況の中、デジタル社会の形成が、国民の利便性の向上等に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、令和3年5月に「デジタル社会形成基本法」(令和3年法律第35号)が成立したところです。

吉野町においては、全国と比較して人口減少・少子高齢化が加速度的に進行しているところです。

このような実態に対して、吉野町においても、地域に適合したデジタル化の推進を行うことにより、新たな価値を創造し、また、時間・場所・規模等の制約を超えた、よりよい行政サービスを提供することにより、持続可能な地域社会への変革を行おうという決意表明として、「吉野町デジタル変革条例」を制定することを宣言しています。

(目的)

第1条 この条例は、デジタル社会形成基本法(令和3年法律第 35 号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、吉野町におけるデジタル化の推進に関する基本理念を定め、町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、デジタル化の推進に関する基本原則を定めることにより、デジタル化の推進によって吉野町を活性化し、持続可能な地域社会への変革を行うことを目的とします。

この条例を施行する目的を明らかにする条文です。町民と町がそれぞれの役割・責務を果たしながら、デジタルによる変革に取り組む際の基本ルールを定め、地域特性を活かした豊かな地域社会を創造することとしています。

ここにあげています「理念」、「町の責務」、「町民の役割」、「基本原則」等は、第3条以下で詳しく書き込んでいます。

【参考】 デジタル社会形成基本法

(目的)

第一条 この法律は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びにデジタル庁の設置及びデジタル社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとします。

- (1) デジタル化の推進 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用に基づく施策の推進をいいます。
- (2) 町民 吉野町まちづくり基本条例(平成 27 年吉野町条例第1号)(以下「基本条例」という。)第2条第1項第1号に規定する町民をいいます。
- (3) 町 基本条例第2条第1項第2号に規定する町をいいます。
- (4) 外部デジタル人材 情報通信技術に関する専門的知識を有する人材(吉野町一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年吉野町条例第3号)又は吉野町技能労務職員の給与等に関する条例(昭和39年吉野町条例第41号)の適用を受ける職員を除く)や事業者をいいます。
- (5) 関係人口 吉野町に愛着を持ち、多様な形で吉野町と積極的に関わる意思のある人をいいます。

この規定は、この条例で使われている重要な用語の意味を定義して、条文を理解・解釈するときに誤解が生じないようにするために置いています。

(1)では、本条例において、「デジタル化の推進」を、デジタル社会形成基本法の定義を使用することとしています。なお、デジタル社会形成基本法第2条では「情報通信技術を用いた情報の活用」及び「情報通信技術」を、以下の通り定義しています。

【参考】 デジタル社会形成基本法

(定義)

第二条 この法律において「デジタル社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術(以下「情報通信技術」という。)を用いて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第三十条において同じ。)として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること(以下「情報通信技術を用いた情報の活用」という。)により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

(2)では、「町民」の範囲を「まちづくり基本条例」から引用し、地方自治体で規定された「住民」よりも広げ、町内に事業所または事業所を有するもの、町内の事務所または事業所に勤務するもの、町内の学校に在学する者等を含めた概念としています。

(3)では、「町」についても、「まちづくり基本条例」を引用して定義しており、これは、地方自治法で言う普通地方公共団体(自治体)としての吉野町のことです。町は、町議会と町長以下の行政とで構成されます。基礎自治体とは、住民に一番身近な自治体である市町村のことです。

(4)では、「外部デジタル人材」を、役場職員を除く、情報通信技術に関する専門的知識を有する人材や事業者と定義しています。

(5)では、「関係人口」とは、移住した「定住人口」や観光に来た「交流人口」ではない、吉野町出身者を含む、吉野町に愛着を持ち、多様な関わる人々を指す言葉として定義しています。

(理念)

第3条 デジタル化の推進は、次に掲げる理念にのっとり推進されなければなりません。

- (1) 町民一人ひとりがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の課題を解決し、豊かに暮らすことのできる、誰一人取り残されない、あたたかい社会を目指すこと。
- (2) デジタル化の推進は、運用上及び財政上の持続可能性を十分に勘案した上で行うこと。
- (3) デジタル化の推進は、個人情報保護を、また、個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保した上で行うこと。
- (4) デジタル化の推進は、それ自体を目的とするのではなく、常に町民の利便性の向上等を意識し、柔軟で継続的な改善に取り組むこと。

ここでは、吉野町においてデジタル化を推進するにあたって、最も大切にしたい 4 つの理念＝価値を明らかにしています。

(1)は、デジタル化の推進により、町民一人ひとりがその恩恵を享受し、誰一人取り残されない、あたたかい社会を目指すことを規定しています。国が定めた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)において、目指すビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、これが、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながる」としています。

特に高齢化率の高い吉野町においては、デジタル・デバインド(インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差)対策が重要になると考えられるため、情報通信技術を利用できる人口の底上げを行うことで、一人でも多くの町民が、デジタル化の恩恵を享受できるよう施策を講じなければならないという思いを込めています。

(2)は、新たなサービスや事業の立ち上げに当たっては、設計や実証実験の段階から、運用面、財政面において持続可能であることが重要であることを十分に認識し、進めていく必要があることを規定しています。

(3)は、情報通信技術を用いた情報の活用にあたっては、十分な理解と信頼を得るため、個人情報の保護に関する法令を遵守した上で、個人情報の取得や活用を行うなど、個人情報を保護するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮することを規定しています。また、情報を収集・活用する際は、誰が、何の目的で、どのようなデータを収集するかを明確にし、透明性を確保する必要があることを規定しています。

(4)は、情報通信技術の活用は目的ではなく、人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させるための手段として活用するものであることを規定しています。まずは「その課題に対して情報通信技術を活用することが適切なのか」というところから検討を開始し、情報通信技術の活用が適する場合には、町民の利便性向上等の観点から、そのシステムのデザインや使い勝手等を検証した上で取り組み、また、柔軟で継続的な改善に取り組めます。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める理念にのっとり、デジタル化の推進を行い、持続可能な地域社会を築くための施策を総合的に推進する責務を有します。

ここでは、第1条に規定する目的を達成するための町の責務について定めています。町は、この条例で規定する理念にのっとり、町は、デジタル化に関する職員研修等を通じて、デジタルに関する知識向上等を行い、各分野におけるデジタル化を推進し、持続可能な地域社会を築くための施策を総合的に推進し

ていきます。

（町民の役割）

第5条 町民は、デジタル化の推進に関する理解と関心を深めるとともに、町と協働、連携して、持続可能な社会の構築に努めなければなりません。

ここでは、町民の役割について規定しています。デジタル化の推進に当たっては、町と町民の皆様等と協働・連携が必要であると考えており、そのため、「町民の役割」として、デジタル化の推進に関する理解と関心を深めていただき、町と協働、連携するよう努めることを規定しています。

（基本原則）

第6条 町は、次に掲げる事項を基本原則として、デジタル技術を活用した持続可能な地域社会への変革を進めなければなりません。

- （1）町民の利便性の向上 町民生活等に関わる様々な分野について、地域の特性と自主性を尊重した情報通信技術を最大限に活かし、課題解決に取り組みます。
- （2）行政の業務効率化 情報通信技術を最大限に活かし、業務の効率化や高度化を図ることにより、人的資源を確保し、行政サービスの更なる向上に繋がります。
- （3）デジタル化に関する関係人口の創出 前各号の取組を達するため、関係人口の創出等を通じて、外部デジタル人材が吉野町で活躍できるよう取り組みます。

ここでは、吉野町において、理念にのっとりデジタル化を推進する上での考え方や方向性を、基本原則として定めています。

（1）では、吉野町における様々な課題に対して、地域の特性と自主性を尊重し、情報通信技術やデータの活用により、町民生活を変革し、向上させることとしています。

（2）では、例えば、これまで紙ベースで行っていた事務等について、デジタル技術や AI 等を活用し、作業時間の短縮を図ること等により、限られた職員を、真に必要な窓口業務や政策立案業務等に振り向けることによる変革を行い、行政サービスのさらなる向上に繋げることとしています。

（3）では、デジタル化により上記2点を推進するためには、専門的な知見が必要であり、職員だけでなく、外部デジタル人材の活用が必要であることを踏まえた規定としています。外部デジタル人材の必要性については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）においても、「デジタル改革やデジタル実装を進めていくためには、その担い手となる人材の充実が不可欠である」とされ、また、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和2年12月25日総務省）においても、自治体における DX の推進体制の構築を進める中において、「ICT の知見を持った上で、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することが必要である」とされているところです。吉野町では、前各号の取組を達するため、吉野町に愛着を持ち、吉野町に積極的に関わる意思のある人々が、外部デジタル人材として活躍できることが重要であると考えています。

（全体方針の策定）

第7条 町長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための全体方針を策定しなければなりません。

2 町長は、前項の全体方針を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければなりません。

相互に関連するデジタル化の取組を総合的かつ計画的に実施し、町としてデジタル化を推進していくためには、全体方針が決定されている必要があります。全体方針は、デジタル化の推進ビジョン等を示したものを想定しており、広く町全体に公表するものです。

なお、情報通信技術については日進月歩で進化していることから、状況に応じて柔軟に更新を行う必要があると考えています。

(推進体制)

第8条 町長は、デジタル化に関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするため、全庁的・横断的な推進体制を整備しなければなりません。

吉野町では、デジタル化の推進を行うため、令和3年度より、デジタル推進室を設置しています。

デジタル推進室では、庁内のデジタル化の施策の総合調整を行い、取組を推進する組織として、条例で規定する推進体制に位置づけ、引き続き取組を推進していきます。